



相続税改正の影響

相続税相談者 急増しています

郵便局 預入限度額変更 知っていました？

(その1) 相続案件の件数 4月時点で 前年比120%



昨年の相続税改正を受けて、相続相談が増えています。

今号は、その傾向を解説します。

相続の相談が、平成28年に入って急増しております。

過去に、7件の相続相談を行ったことがありますが、現在は十数件の同時進行に連日、てんてこ舞い。お客さんからは『週末の旅行』を心配くださいますが、『安心してください。それなりに出掛けております。』と答えております。

相続の相談は、通常はほとんどが紹介によります。

今年の傾向として、

① インターネット検索から、当事務所を尋ねられます。

この相談者は、預金が5000万円以上あり、その他財産を入れると相続税基礎控除以上になる相談者です。

相続人の年齢が、40～50歳代の方がほとんどです。

共通点は、遺産整理に着手しています。相続税も自分で作成しようとしたが、できなかったのです、お願いします。

特に今年の1月と2月に来られた方は、相続申告期限まで20日を切った方でした。他の税理士さんに、『2週間で、遺産分割協議書と相続税申告書はできない』と断られた方でした。

読者の方も、相続税申告書くらい自分で作成できると考えている方がいたら、

絶対できないとはいませんが、中々大変と思います。

相続の申告期限は10か月ありますが、あっという間に申告期限が近づきます。

早めに相続税の相談を行っていただける税理士さんを探してください。

② 税理士さんは、早く見つける方が良い。

紹介によって尋ねる相談者は、相続開始後に来られる方がほとんどです。
それは紹介者が、『遺産分割から相談に乗ってもらうよう勧めるからです。』
その理由は、

- ① 相続財産の換金作業を優先すると、換金できない不動産の扱いをどうするか
の選択肢ができなくなるからです。
- ② 結果として、相続税の減税が受けられないことがあったり、
- ③ 最悪なのは、遺産分割のやり直しをせざる得ないこととなった場合。
相続税以外に贈与税が課税ないかの検討をすることになります。

税理士さんを訪ねるのは、
遺産分割着手前がベスト、全部の遺産の分割をする前が、その次。
沢山の失敗例がありますが、遺産は『十人十色』、掲載を割愛します。
実際の失敗例として、数十万円～数千万円まであります。
この金額を聞けば、早く相談したくなりますね。

(その2) そと変更されたこと 郵便局の預入限度額

郵便局の通帳の、お得な利用法は以前ご紹介しました。
4月新設の法人名義ゆうちょ銀行通帳を開設しに郵便局に伺いました。
限度額が1000万円から、1300万円に変更されていたことを
知りませんでした。
皆さんもご存知でしたか？

この限度額変更の手続きは、不要の方が多いようですが、こんな預金者は
限度額変更をされた方が良いでしょう。

定期預金を1000万円預けていたAさん
限度額のため、利息が付かない手続きをしていたという。
この場合、限度額変更手続きをすることによって利息がもらえる
ようです。ご年配の方は、一度郵便局に相談してみることを勧めます。



万代つばさグループ代表
発行者 八百板 誠

(税理士法人 万代つばさ 代表社員税理士)
(八百板誠行政書士事務所)

事務所 : 新潟市中央区下大川前通7ノ町2230番地 (8階建の1階奥です)

025(228)4697

編集者より 記事は独自の調査分析により書き上げております。

明示、黙示にかかわらず、発行者(当事務所)がこれを保証するものではありません。